

地方公共団体実行計画(区域施策編) について

2023年12月9日
バイオマスリサーチ株式会社

地方公共団体実行計画（区域施策編）とは…

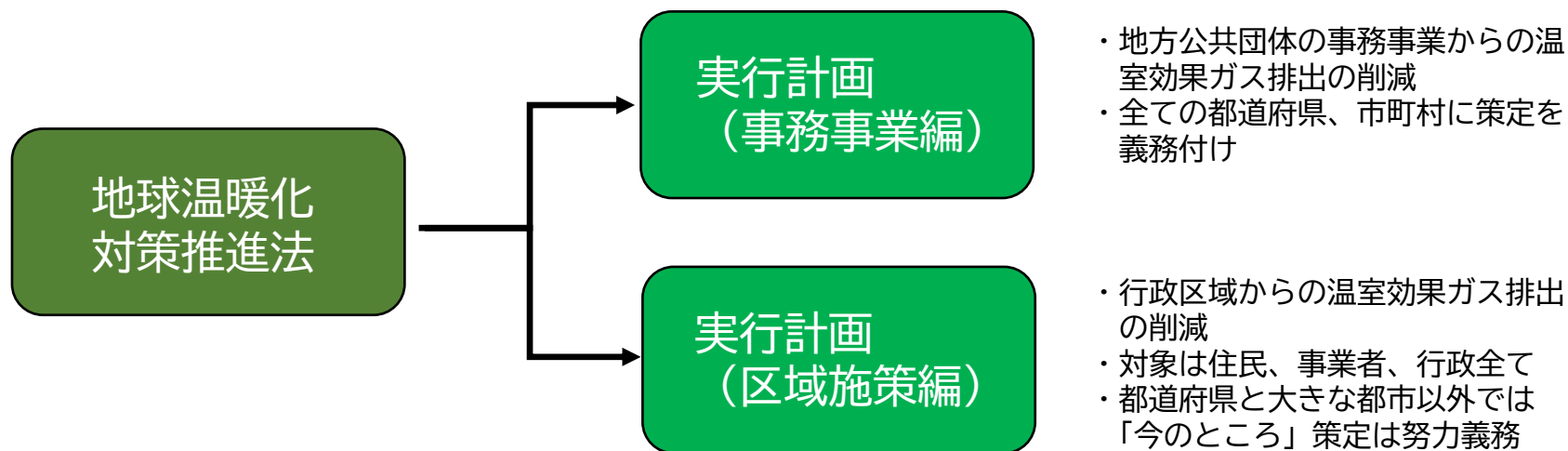
地球温暖化対策の推進のため、地方公共団体が、区域の自然的社会的条件に応じて、**温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策**に関する事項を定める計画

⇒具体的な施策を展開していくためにも、まずはしっかりした実行計画が必要

⇒ゼロカーボンが国策として進められる限り、重要性が増していく可能性が高い

地球温暖化対策推進法により、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市には策定を義務付け、**その他の市町村についても策定が求められている**

なお、地方公共団体の事務事業に関わる部分を抜き出したものが「事務事業編」で全ての都道府県、市町村に策定が義務付けられている



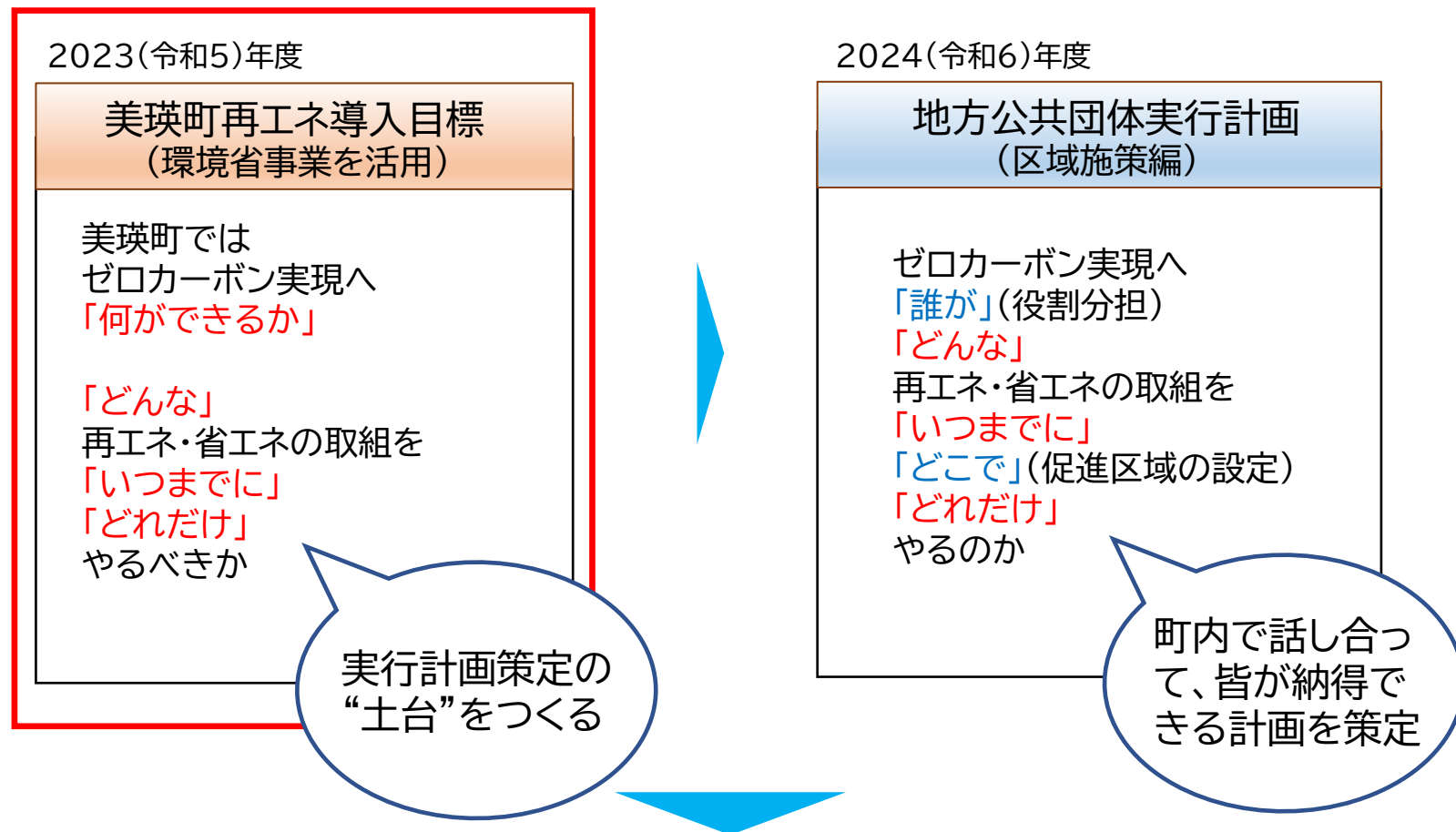
区域施策編の構成例と作業分類

骨格の例	構成要素の例
①区域施策編の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編策定の背景・意義 ・区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等） ・計画期間 ・推進体制
②温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の温室効果ガス排出状況
③計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の目標
④温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の各主体に期待される対策 ・地方公共団体が実施する施策（再エネ利用促進等の施策） ・施策の実施に関する目標
⑤地域脱炭素化促進事業に関する内容	<p>【都道府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・促進区域の設定に関する基準
	<p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域、地域の環境保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組 等）
⑥区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の実施及び進捗管理

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（簡易版）より抜粋

本年度事業で調査と検討・協議を実施

区域施策編策定時に検討・協議が必要



町民、事業者、町が協力し合って具体的な取組(再エネ導入、省エネ対策など)を推進
2050年ゼロカーボン、目指すべき将来像を実現！